

石川県公報

令和5年2月28日

第13586号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○一般競争入札の落札者等 (デジタル推進課)	1	○県営緊急耐震工事計画の決定及び縦覧公告 (同)	4
○漁業災害補償法第105条第1項第2号ロの規定による加入区(区域及び区分)の設定の一部改正 (水産課)	1	○国土調査の成果認証公告 (同)	4
○県道の区域の変更 (道路整備課)	2	○公共測量終了公告 (監理課)	5
○県道の供用の開始 (同)	2	○都市計画事業の認可に係る公告 (都市計画課)	5
○道路の占用を制限する区域の指定 (同)	3	○令和5年二級建築士試験及び木造建築士試験の公告 (建築住宅課)	5
公 告		○開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告 (同)	6
○農用地利用配分計画の認可公告 (農業政策課)	3	公安委員会	
○県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告 (農業基盤課)	4	○運転免許取得者等教育の認定について	6
		○運転免許取得者等検査の認定について	9

告 示

石川県告示第71号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)に規定する特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

令和5年2月28日

石川県知事 馳 浩

- 落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法
PC管理ツールに係る機器等 一式 借上
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県総務部デジタル推進課
金沢市鞍月1丁目1番地
- 落札者を決定した日
令和5年2月7日
- 落札者の名称及び所在地
株式会社石川コンピュータ・センター
金沢市無量寺町ハ6番地1
- 落札金額
30,736,200円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日
令和4年12月27日

石川県告示第72号

漁業災害補償法第105条第1項第2号ロの規定による加入区(区域及び区分)の設定(平成14年石川県告示第613号。以下「告示第613号」という。)の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

なお、改正後の告示第613号は、この告示の施行の日以後に共済責任期間の開始する共済契約について適用し、同日前に共済責任期間の開始した共済契約については、なお従前の例による。

令和5年2月28日

石川県知事 馳 浩

表の輪島加入区の項区分の欄を次のように改める。

- ① 大型定置漁業
- ② 小型定置漁業
- ③ 総トン数10トン以上の漁船を使用して営むまき網漁業
- ④ 海士町、鳳至町地区の者が、総トン数5トン以上8トン未満の漁船を使用して営む底びき網漁業
- ⑤ 海士町、鳳至町地区の者が、総トン数8トン以上の漁船を使用して営む底びき網漁業
- ⑥ 海士町、鳳至町地区の者が、総トン数5トン以上10トン未満の漁船により、こぎ刺網を使用し、又はこぎ刺網及び刺網等を使用して営む漁業
- ⑦ 海士町、鳳至町地区の者が、総トン数5トン未満の漁船により、こぎ刺網を使用し、又はこぎ刺網及び刺網等を使用して営む漁業
- ⑧ 海士町、鳳至町地区の者が、総トン数5トン以上の漁船により、かご及び刺網等を使用し、又はべにずわいがにかごを使用して営む漁業
- ⑨ 海士町、鳳至町地区の者が、総トン数5トン未満の漁船により、かご及び刺網等を使用して営む漁業
- ⑩ 海士町、鳳至町地区の者が、総トン数10トン未満の漁船により、主に刺網を使用して営む漁業
- ⑪ 海士町、鳳至町地区の者が、総トン数10トン未満の漁船により営む④から⑩までに掲げる漁業以外の漁業
- ⑫ 輪島崎町地区の者が、総トン数5トン以上の漁船を使用して営む底びき網漁業
- ⑬ 輪島崎町地区の者が、総トン数10トン未満の漁船により、こぎ刺網を使用し、又はこぎ刺網及び刺網等を使用して営む漁業
- ⑭ 輪島崎町地区の者が、総トン数10トン未満の漁船により、主に延縄を使用して営む漁業
- ⑮ 輪島崎町地区の者が、総トン数5トン未満の漁船により営む⑫から⑭までに掲げる漁業以外の漁業
- ⑯ 輪島市のうち、海士町、鳳至町及び輪島崎町を除く地区の者が、総トン数5トン以上10トン未満の漁船により、こぎ刺網及び刺網等を使用し、かご及び刺網等を使用し、又は、主として刺網を使用して営む漁業
- ⑰ 輪島市のうち、海士町、鳳至町及び輪島崎町を除く地区の者が、総トン数5トン未満の漁船により営む⑯に掲げる漁業以外の漁業
- ⑱ 法第104条第2号に掲げる漁業のうち①から⑰までに掲げる漁業以外の漁業

石川県告示第73号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和5年2月28日から同年3月14日まで縦覧に供する。

令和5年2月28日

石川県知事 馳 浩

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所	
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)		延長(m)
輪島富来線	鳳珠郡穴水町字上中六2番地先から	旧	9.69～12.93	100.5	奥能登土木総合事務所維持管理課
	鳳珠郡穴水町字上中ハ22番1地先まで	新	14.91～28.08	100.5	
能都内浦線	鳳珠郡能登町字松波式九字51番1地先から	旧	7.56～19.79	82.4	奥能登土木総合事務所維持管理課
	鳳珠郡能登町字松波式九字49番地先まで	新	9.41～28.46	82.4	

石川県告示第74号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、令和5年2月28日から同年3月14日まで縦覧に供する。

令和5年2月28日

石川県知事 馳 浩

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
宇出津町野線	鳳珠郡能登町字上町八字479番1地先から 鳳珠郡能登町字上町に部15番1地先まで	令和5年2月28日	奥能登土木 総合事務所 維持管理課

石川県告示第75号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、その関係図面は、令和5年2月28日から同年3月14日まで縦覧に供する。

令和5年2月28日

石川県知事 馳 浩

1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び関係図面の縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	関係図面の縦覧場所
主要地方道	宇出津町野線	鳳珠郡能登町字上町八字479番1地先から 鳳珠郡能登町字上町に部15番1地先まで	奥能登土木総合事務所維持管理課

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和5年2月28日

公 告

農用地利用配分計画の認可公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和5年2月28日

石川県知事 馳 浩

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
宮田 直樹	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町金丸南35番地ほか22筆
角屋 和幸	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町一青25字22-1ほか6筆
林 増義	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町一青26字21ほか2筆
右近 武志	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町一青26字11ほか1筆
有限会社 ジャパンファーム	小松市	小松市金平町尾谷59番
農事組合法人 千耕	小松市	小松市千代町元132番1ほか1筆
政氏 義孝	羽咋郡志賀町	羽咋郡志賀町矢駄11番地ほか17筆

株式会社 営農福井	羽咋郡志賀町	羽咋郡志賀町安津見西山開56番地ほか1筆
増田 廣樹	羽咋郡志賀町	羽咋郡志賀町百浦10-1
坂本 均	羽咋郡志賀町	羽咋郡志賀町百浦17番地ほか3筆
後藤 裕美子	羽咋郡志賀町	羽咋郡志賀町百浦202番地ほか5筆
農事組合法人 ししず	羽咋郡志賀町	羽咋郡志賀町鹿頭辰11番地ほか6筆
有限会社 くらた農産	白山市	白山市坊丸町596番地
合同会社 まなぶラボ	白山市	白山市宮丸町1973番地
農事組合法人 一木	白山市	白山市宮丸町1985番地ほか1筆
農事組合法人 五坊商店	金沢市	金沢市木越町イ18番ほか23筆

2 認可年月日

令和5年2月28日

県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めたので、その関係書類を令和5年3月1日から同年3月30日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）、決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年2月28日

石川県知事 馳 浩

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
寺分地区	老朽ため池整備事業 (防災対策型)	県営土地改良事業計画書の写し	能登町農林水産課
宮の後池地区	老朽ため池整備事業 (防災対策型)	県営土地改良事業計画書の写し	七尾市産業部農林水産課
上町地区	県営ほ場整備事業 (面的集積型)	県営土地改良事業計画書の写し	能登町農林水産課

県営緊急耐震工事計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次のとおり県営緊急耐震工事計画を定めたので、その関係書類を令和5年3月1日から同年3月30日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第87条の4第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）、決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年2月28日

石川県知事 馳 浩

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
下堤地区	県営震災対策農業施設整備事業	県営緊急耐震工事計画書の写し	七尾市産業部農林水産課

国土調査の成果認証公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和5年2月28日

石川県知事 馳 浩

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
川北町	令和2年6月26日から 令和4年3月31日まで	川北町(藤蔵地区)の 地籍図及び地籍簿	藤蔵の一部	令和5年2月28日

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、近畿中国森林管理局長から、次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和5年2月28日

石川県知事 馳 浩

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量 (航空レーザ測量)	令和4年8月2日から 令和5年1月31日まで	白山市

都市計画事業の事業計画の変更の認可に係る公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、次の都市計画事業の事業計画の変更が認可された。

令和5年2月28日

石川県知事 馳 浩

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事務所の所在地	事業地
平成30年北陸地方整備局告示第71号 能美都市計画道路事業 3・5・19号 高堂泉台線	石川県	小松市白江町リ61番地1 南加賀土木総合事務所	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 なし

令和5年二級建築士試験及び木造建築士試験の公告

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定による令和5年二級建築士試験及び木造建築士試験を公益財団法人建築技術教育普及センターに委託し、次のとおり実施する。

令和5年2月28日

石川県知事 馳 浩

1 試験の日時

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

令和5年7月2日(日) 午前10時10分から午後5時20分まで

イ 設計製図の試験

令和5年9月10日(日) 午前11時から午後4時まで

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

令和5年7月23日(日) 午前10時10分から午後5時20分まで

イ 設計製図の試験

令和5年10月8日(日) 午前11時から午後4時まで

2 試験場

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

金沢市角間町
金沢大学角間キャンパス内
イ 設計製図の試験
金沢市角間町
金沢大学角間キャンパス内

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験
金沢市角間町
金沢大学角間キャンパス内
イ 設計製図の試験
金沢市鞍月2-1
石川県地場産業振興センター

3 受験申込手続

受験申込手続については、公益財団法人建築技術教育普及センターの定めるところによる。

4 その他

- (1) 設計製図の課題は、令和5年6月7日(水)(予定)から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>)において公表する。
- (2) 受験申込書及び受験要領の請求、詳細な点についての問合せ等は、公益財団法人建築技術教育普及センターへすること。

開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了した。

令和5年2月28日

石川県知事 馳 浩

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者
能美郡川北町字壱ツ屋80番1、80番3から80番8まで、81番1、82番1、83番1、83番2、84番から89番まで、90番1、262番1、263番1、263番2、264番1から264番3まで、265番1、266番、267番1、267番2、268番1 能美郡川北町字壱ツ屋ル68番1、68番3、68番4、69番1、70番1、71番1、72番1、72番3、72番4、73番1、74番1、75番1、75番4、76番1、77番1、78番1、79番1、81番1、86番1、87番1、農道及び水路の無籍地の一部	道路 能美郡川北町字壱ツ屋80番5、80番6、80番8 水路 能美郡川北町字壱ツ屋80番4、80番7、262番1、263番2、264番2、264番3、267番2、268番1 能美郡川北町字壱ツ屋ル68番4、72番4、農道及び水路の無籍地の一部	能美郡川北町字壱ツ屋174番地 川北町長 前 哲雄

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第18号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の32の2第1項の規定により運転免許取得者等教育の認定を行ったので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和5年2月28日

石川県公安委員会委員長 徳 力 暁

項 目	内 容
1 法人の名称 住所	北陸自動車興業株式会社 野々市市蓮花寺町230番地

代表者	代表取締役社長 大橋 聡
2 施設の名称	北鉄自動車学校
3 施設の所在地	野々市市蓮花寺町230番地
4 課程の区分	運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「認定教育規則」という。）第1条第3号
5 課程の名称	高齢者講習
6 認定年月日	令和5年2月9日
1 法人の名称	石川県自動車振興株式会社
住所	小松市今江町ち94番地1
代表者	代表取締役社長 小山 英一
2 施設の名称	石川県加南自動車学校
3 施設の所在地	小松市今江町ち94番地1
4 課程の区分	認定教育規則第1条第3号
5 課程の名称	高齢者講習
6 認定年月日	令和5年2月9日
1 法人の名称	株式会社大徳自動車教習所
住所	金沢市松村5丁目96番地
代表者	代表取締役社長 岩田 幹彦
2 施設の名称	大徳自動車学校
3 施設の所在地	金沢市松村5丁目96番地
4 課程の区分	認定教育規則第1条第3号
5 課程の名称	高齢者講習
6 認定年月日	令和5年2月9日
1 法人の名称	北陸中部自動車工業株式会社
住所	白山市上安田町239番地
代表者	代表取締役社長 上田 始
2 施設の名称	北陸中部自動車学校
3 施設の所在地	白山市上安田町239番地
4 課程の区分	認定教育規則第1条第3号
5 課程の名称	高齢者講習
6 認定年月日	令和5年2月9日
1 法人の名称	株式会社石川県宇ノ気自動車教習所
住所	かほく市七窪ヲ3番地
代表者	代表取締役社長 田中 智秀
2 施設の名称	太陽自動車学校
3 施設の所在地	かほく市七窪ヲ3番地
4 課程の区分	認定教育規則第1条第3号
5 課程の名称	高齢者講習
6 認定年月日	令和5年2月9日
1 法人の名称	株式会社こまつ自動車学校
住所	小松市平面町イ74番地
代表者	代表取締役社長 河越 邦夫
2 施設の名称	こまつ自動車学校
3 施設の所在地	小松市平面町イ74番地
4 課程の区分	認定教育規則第1条第3号
5 課程の名称	高齢者講習
6 認定年月日	令和5年2月9日

1 法人の名称	有限会社七尾自動車教習所
住所	七尾市古府町南谷21番地
代表者	代表取締役会長 森山 外志夫
2 施設の名称	七尾自動車学校
3 施設の所在地	七尾市古府町南谷21番地
4 課程の区分	認定教育規則第1条第3号
5 課程の名称	高齢者講習
6 認定年月日	令和5年2月9日
1 法人の名称	株式会社IACドライビングスクール
住所	茨城県土浦市真鍋6丁目25番1号
代表者	代表取締役 皆川 充
2 施設の名称	千里浜なぎさドライビングスクール
3 施設の所在地	羽咋市千里浜町ソ3番地
4 課程の区分	認定教育規則第1条第3号
5 課程の名称	千里浜高齢者講習スクール
6 認定年月日	令和5年2月9日
1 法人の名称	東部自動車興業株式会社
住所	金沢市横枕町口8番地
代表者	代表取締役社長 作田 司
2 施設の名称	東部自動車学校
3 施設の所在地	金沢市横枕町口8番地
4 課程の区分	認定教育規則第1条第3号
5 課程の名称	高齢者講習
6 認定年月日	令和5年2月9日
1 法人の名称	金沢自動車振興株式会社
住所	金沢市松寺町申100番地
代表者	代表取締役社長 坂本 繁夫
2 施設の名称	ドライビングスクールエクシール城東
3 施設の所在地	金沢市松寺町申100番地
4 課程の区分	認定教育規則第1条第3号
5 課程の名称	高齢者講習
6 認定年月日	令和5年2月9日
1 法人の名称	石川県自動車振興株式会社
住所	小松市今江町ち94番地1
代表者	代表取締役社長 小山 英一
2 施設の名称	加賀自動車学校
3 施設の所在地	加賀市津波倉町口53番地
4 課程の区分	認定教育規則第1条第3号
5 課程の名称	高齢者講習
6 認定年月日	令和5年2月9日
1 法人の名称	株式会社能登自動車学校
住所	鳳珠郡能登町字布浦夕字74番地
代表者	代表取締役社長 酒屋 利信
2 施設の名称	能登自動車学校
3 施設の所在地	鳳珠郡能登町字布浦夕字74番地
4 課程の区分	認定教育規則第1条第3号
5 課程の名称	シルバー高齢者講習

6 認定年月日	令和 5 年 2 月 9 日
1 法人の名称	株式会社まちづくり輪島
住所	輪島市河井町 4 - 66 - 1
代表者	代表取締役社長 中山 由紀夫
2 施設の名称	輪島総合自動車学校
3 施設の所在地	輪島市横地町 9 字 90 番地
4 課程の区分	認定教育規則第 1 条第 3 号
5 課程の名称	高齢者講習
6 認定年月日	令和 5 年 2 月 9 日
1 法人の名称	株式会社能登中央自動車学校
住所	七尾市細口町源田山 42 番地
代表者	代表取締役社長 稲岡 保男
2 施設の名称	能登中央自動車学校
3 施設の所在地	七尾市細口町源田山 42 番地
4 課程の区分	認定教育規則第 1 条第 3 号
5 課程の名称	高齢者講習
6 認定年月日	令和 5 年 2 月 9 日

石川県公安委員会告示第 19 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 108 条の 32 の 3 第 1 項の規定により運転免許取得者等検査の認定を行ったので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 5 年 2 月 28 日

石川県公安委員会委員長 徳 力 暁

項 目	内 容
1 法人の名称	北陸自動車興業株式会社
住所	野々市市蓮花寺町 230 番地
代表者	代表取締役社長 大橋 聡
2 施設の名称	北鉄自動車学校
3 施設の所在地	野々市市蓮花寺町 230 番地
4 方法の区分	(1) 運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和 4 年国家公安委員会規則第 8 号。以下「認定検査規則」という。）第 1 条第 1 号 (2) 認定検査規則第 1 条第 2 号
5 方法の名称	(1) 認知機能検査 (2) 運転技能検査
6 認定年月日	令和 5 年 2 月 9 日
1 法人の名称	石川県自動車振興株式会社
住所	小松市今江町 94 番地 1
代表者	代表取締役社長 小山 英一
2 施設の名称	石川県加南自動車学校
3 施設の所在地	小松市今江町 94 番地 1
4 方法の区分	(1) 認定検査規則第 1 条第 1 号 (2) 認定検査規則第 1 条第 2 号
5 方法の名称	(1) 認知機能検査 (2) 運転技能検査
6 認定年月日	令和 5 年 2 月 9 日

1	法人の名称 住所 代表者	株式会社大徳自動車教習所 金沢市松村5丁目96番地 代表取締役社長 岩田 幹彦
2	施設の名称	大徳自動車学校
3	施設の所在地	金沢市松村5丁目96番地
4	方法の区分	(1) 認定検査規則第1条第1号 (2) 認定検査規則第1条第2号
5	方法の名称	(1) 認知機能検査 (2) 運転技能検査
6	認定年月日	令和5年2月9日
1	法人の名称 住所 代表者	北陸中部自動車工業株式会社 白山市上安田町239番地 代表取締役社長 上田 始
2	施設の名称	北陸中部自動車学校
3	施設の所在地	白山市上安田町239番地
4	方法の区分	(1) 認定検査規則第1条第1号 (2) 認定検査規則第1条第2号
5	方法の名称	(1) 認知機能検査 (2) 運転技能検査
6	認定年月日	令和5年2月9日
1	法人の名称 住所 代表者	株式会社石川県宇ノ気自動車教習所 かほく市七窪ヲ3番地 代表取締役社長 田中 智秀
2	施設の名称	太陽自動車学校
3	施設の所在地	かほく市七窪ヲ3番地
4	方法の区分	(1) 認定検査規則第1条第1号 (2) 認定検査規則第1条第2号
5	方法の名称	(1) 認知機能検査 (2) 運転技能検査
6	認定年月日	令和5年2月9日
1	法人の名称 住所 代表者	株式会社こまつ自動車学校 小松市平面町イ74番地 代表取締役社長 河越 邦夫
2	施設の名称	こまつ自動車学校
3	施設の所在地	小松市平面町イ74番地
4	方法の区分	(1) 認定検査規則第1条第1号 (2) 認定検査規則第1条第2号
5	方法の名称	(1) 認知機能検査 (2) 運転技能検査
6	認定年月日	令和5年2月9日
1	法人の名称 住所 代表者	有限会社七尾自動車教習所 七尾市古府町南谷21番地 代表取締役会長 森山 外志夫
2	施設の名称	七尾自動車学校
3	施設の所在地	七尾市古府町南谷21番地
4	方法の区分	(1) 認定検査規則第1条第1号 (2) 認定検査規則第1条第2号

5	方法の名称	(1) 認知機能検査 (2) 運転技能検査
6	認定年月日	令和 5 年 2 月 9 日
1	法人の名称	株式会社 I A C ドライビングスクール
	住所	茨城県土浦市真鍋 6 丁目 25 番 1 号
	代表者	代表取締役 皆川 充
2	施設の名称	千里浜なぎさドライビングスクール
3	施設の所在地	羽咋市千里浜町ソ 3 番地
4	方法の区分	(1) 認定検査規則第 1 条第 1 号 (2) 認定検査規則第 1 条第 2 号
5	方法の名称	(1) 千里浜高齢者講習スクール (2) 千里浜高齢者講習スクール
6	認定年月日	令和 5 年 2 月 9 日
1	法人の名称	東部自動車興業株式会社
	住所	金沢市横枕町口 8 番地
	代表者	代表取締役社長 作田 司
2	施設の名称	東部自動車学校
3	施設の所在地	金沢市横枕町口 8 番地
4	方法の区分	(1) 認定検査規則第 1 条第 1 号 (2) 認定検査規則第 1 条第 2 号
5	方法の名称	(1) 認知機能検査 (2) 運転技能検査
6	認定年月日	令和 5 年 2 月 9 日
1	法人の名称	金沢自動車振興株式会社
	住所	金沢市松寺町申 100 番地
	代表者	代表取締役社長 坂本 繁夫
2	施設の名称	ドライビングスクールエクシール城東
3	施設の所在地	金沢市松寺町申 100 番地
4	方法の区分	(1) 認定検査規則第 1 条第 1 号 (2) 認定検査規則第 1 条第 2 号
5	方法の名称	(1) 認知機能検査 (2) 運転技能検査
6	認定年月日	令和 5 年 2 月 9 日
1	法人の名称	石川県自動車振興株式会社
	住所	小松市今江町ち 94 番地 1
	代表者	代表取締役社長 小山 英一
2	施設の名称	加賀自動車学校
3	施設の所在地	加賀市津波倉町口 53 番地
4	方法の区分	(1) 認定検査規則第 1 条第 1 号 (2) 認定検査規則第 1 条第 2 号
5	方法の名称	(1) 認知機能検査 (2) 運転技能検査
6	認定年月日	令和 5 年 2 月 9 日
1	法人の名称	株式会社能登自動車学校
	住所	鳳珠郡能登町字布浦夕字 74 番地
	代表者	代表取締役社長 酒屋 利信
2	施設の名称	能登自動車学校

3	施設の所在地	鳳珠郡能登町字布浦夕字74番地
4	方法の区分	(1) 認定検査規則第1条第1号 (2) 認定検査規則第1条第2号
5	方法の名称	(1) 認知機能検査 (2) 運転技能検査
6	認定年月日	令和5年2月9日
1	法人の名称 住所 代表者	株式会社まちづくり輪島 輪島市河井町4-66-1 代表取締役社長 中山 由紀夫
2	施設の名称	輪島総合自動車学校
3	施設の所在地	輪島市横地町9字90番地
4	方法の区分	(1) 認定検査規則第1条第1号 (2) 認定検査規則第1条第2号
5	方法の名称	(1) シルバー認知機能検査 (2) シルバー運転技能検査
6	認定年月日	令和5年2月9日
1	法人の名称 住所 代表者	株式会社能登中央自動車学校 七尾市細口町源田山42番地 代表取締役社長 稲岡 保男
2	施設の名称	能登中央自動車学校
3	施設の所在地	七尾市細口町源田山42番地
4	方法の区分	(1) 認定検査規則第1条第1号 (2) 認定検査規則第1条第2号
5	方法の名称	(1) 高齢者認知機能検査 (2) 高齢者運転技能検査
6	認定年月日	令和5年2月9日